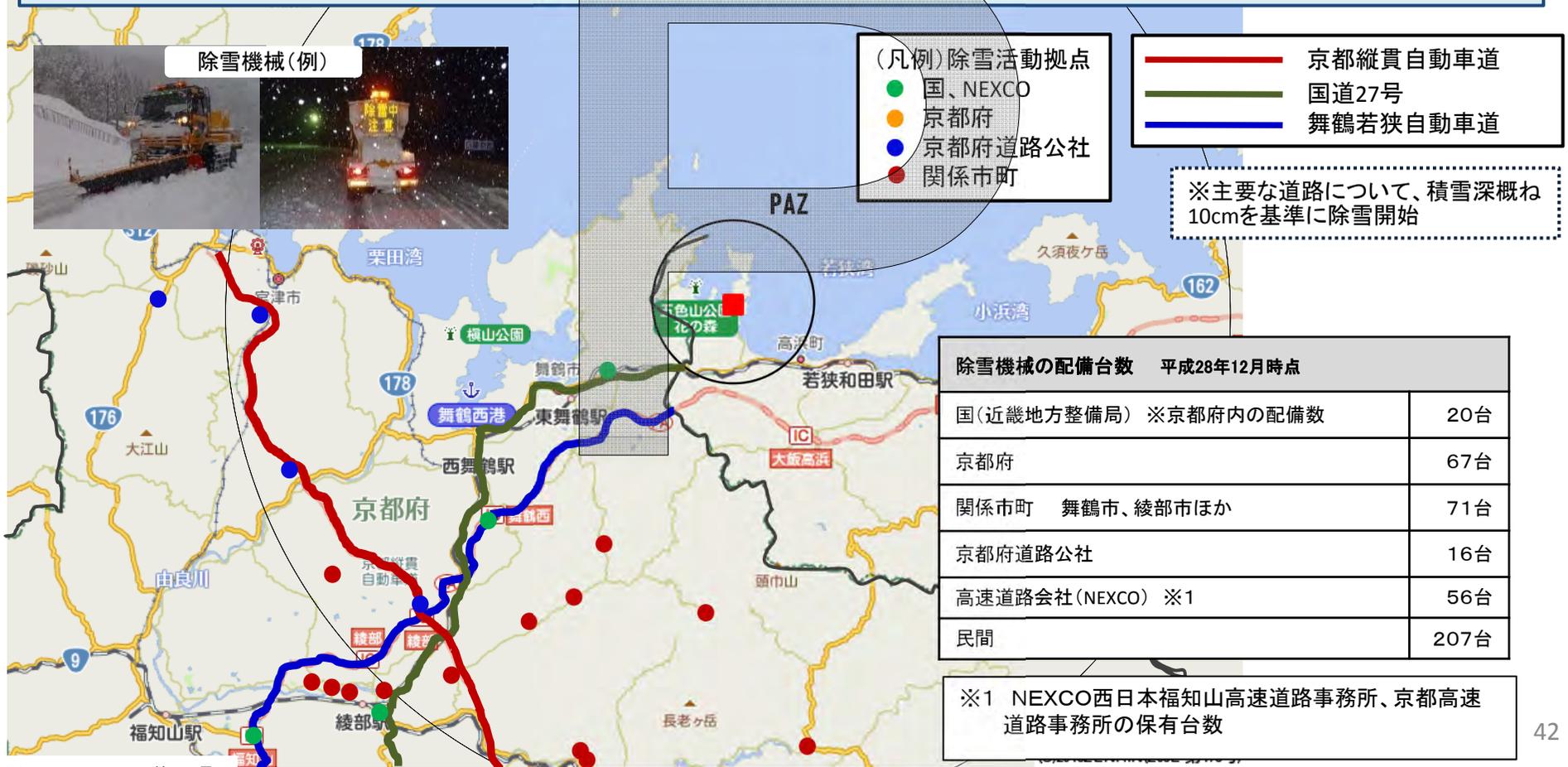


京都府における降雪時の避難経路の確保

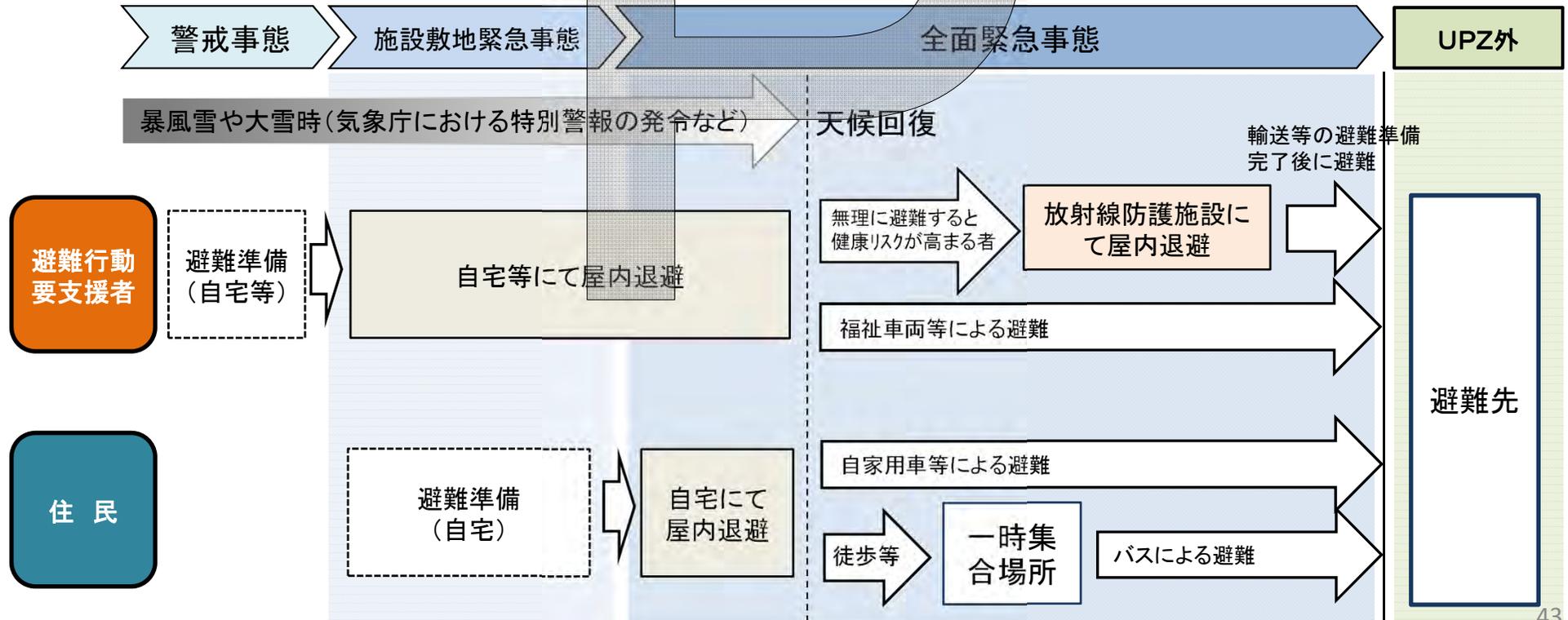
- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深が概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業（除雪、凍結防止等の対策）を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



暴風雪や大雪時におけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時(気象庁における特別警報や警報の発令時)であって、外出をすると人命へのリスクが極めて高い場合等には、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国(原子力災害対策本部)及び関係府県等は、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。
- UPZ住民等のOIL基準に基づく一時移転等の際にも、暴風雪や大雪時の場合には、天候が回復するまで屋内退避を優先。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

※ 本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。